

平成 29 度 第 1 回みんなで支える森林づくり大北地域会議

開催日時 平成 29 年 9 月 27 日 (水) 14:55~16:40

開催場所 大町合同庁舎 301・302 号会議室

出席委員 浅見昌敏委員(大北木材協同組合代表理事)、太田武彦委員(中谷開発委員会会長)、香山由人委員(長野県指導林業士・大北林業研究グループ林業士部会長)、黒川恵理子委員(一般社団法人「縁家」理事長)、宮永玉子委員((株)ジーシーアイ常務取締役) 計 5 名
(黒川(亮)委員、下川委員(白馬村長)は公務重複等により欠席)

事務局 久保田地方振興局長、柴田林務課長、松村課長補佐、横沢課長補佐兼林務係長、吉川課長補佐兼普及林産係長、狩戸森林保護専門員、間島担当係長、北原主査

会 議

1 開 会

時間少し早いですが、委員の皆様お揃いになりましたので会議を始めさせていただきます。本日はお忙しい中「みんなで支える森林づくり大北地域会議」にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の司会進行を務めます、北アルプス地域振興局林務課林務係長の横沢です。宜しく願いいたします。それではただいまから本年度第 1 回目の地域会議を開催いたします。

開会にあたり、長野県北アルプス地域振興局長 久保田俊一からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

(久保田 北アルプス地域振興局長)

皆さんこんにちは。

今日の地域会議にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、現地視察、お疲れ様でございました。

この大北地域会議ですけれども、お手元に配布の設置要綱の第 1 に設置の趣旨が書いてあるわけですが、いわゆる「森林税」を財源とした施策であったり、あるいは森林づくり指針に関する事項等につきまして、幅広く皆様方から御意見をいただき、その上で私どもの施策や事業の参考にさせていただくという趣旨のものでございます。

この森林税であります、新聞等マスコミでも報道されておりますけれども、来年度からどうしようかということをお諮りをしているところでございます。

森林税につきましては平成 20 年度から導入がなされました。個人県民税に 1 人当たり年間 500 円を上乗せ、また法人の場合は法人県民税の均等割に事業規模に応じて一定額を上乗せでいただいているというものです。

森林税は 1 期 5 年間というのが約束でして、平成 20 年度から導入、一度更新がなされて、今第 2 期目の最終年度を迎えているという中で、来年度からどうしようかと。

先週の 21 日に県としての考え方、どう取り組むかということ公表させていただき、現在県民の皆様から御意見を頂戴しているという段階でございます。超過課税として貴重なご負担をいただくわけでございますので、継続の是非につきましては、県民の皆様、市町村の皆様としっかり議論をし、その意向をふまえながら、時期的に言いますと、11 月県議会の中で条例を提案して、廃止する場合にも条例を提案することになるかと思いますが、しっかり議論したいと思っております。本日も議事の中で、会議事項の 2 番目として、県の基本方針(案)について御説明させていただき、御意見をお伺いできればと考えておりますので宜しくお願いいたします。

それから、大北森林組合の補助金不適正受給関係でございますけれども、県民の皆様、特にこの地域の皆様には大変な御迷惑をおかけしたというふうに思っております。

今月の12日になりますけれども、県職員に対して損害賠償請求するという事で、知事から監査委員の方に、是非、あるいは請求する場合の金額等を決定してくれということで要請したところでございます。それとは別に私ども、この事案が発生したこの地域に勤める者として深く反省をし、二度とこういうことのないようにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

今日は、様々なお立場からの御意見を頂戴できればと考えておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

(進行)

ありがとうございました。

本日の日程でございますが、お手元に配布させていただきました会議次第に基づきまして、概ね4時30分頃の閉会を目途に進行させていただきますので宜しくお願いいたします。

なお、この会議は公開で行いますが、傍聴及び取材にお見えの方につきましては、配布いたしました「傍聴要領」に記載がございますとおり、会議の撮影及び録音等についてはご遠慮いただきますようお願いいたします。

なお本日、黒川亮子委員様、白馬村長の下川正剛委員様におきましては、公務の重複、所用等により欠席でございますのでご報告いたします。

それでは議事に入ります。議事につきましては、地域会議の設置要綱第5第2項に基づきまして、座長をお願いしております、浅見委員様の進行によりお願いしたいと思います。

浅見委員様には座長席にお移りいただきますようお願いいたします。

それでは、浅見座長様、議事の進行をお願いいたします。

・座長就任あいさつ

(浅見座長)

それでは座長を務めさせていただきます。御協力のほど宜しくお願いいたします。

先程は現地の視察、大変ご苦勞様ございました。また先ほど地域振興局長さんからご挨拶をいただきまして、なんだか今日この会議、重くさせてしまったかなあという気も少しいたしますが、ぜひ忌憚のない御意見をお出しいただきたいと思います。

3 議事

(1) 平成29年度長野県森林づくり県民税活用事業の執行状況等(大北地域)について

(2) 「長野県森林づくり県民税に関する基本方針(案)」について

(3) 意見交換

(浅見座長)

それでは議事に入ります。最初に会議事項の(1)、「平成29年度 長野県森林づくり県民税活用事業の執行状況等について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

<事務局説明(吉川課長補佐)>

(1) 平成29年度長野県森林づくり県民税活用事業の執行状況等(大北地域)について

・資料1により吉川課長補佐から説明

(浅見座長)

説明が終わりました。ただ今の説明に対しまして、皆さんから御質問や御意見等ありましたらお願いします。

(香山委員)

修正、訂正をお願いします。最後に説明のあった講習会の講師、資料1のP4の「2木材の有効活用講習」の講師ですが、「(有) ウッズ森林管理部」でなく「(有) ウッズ代表取締役」に、「准木材コーディネーター」でなく「木材コーディネーター」に修正願います。以上です。

(浅見座長)

「(有) ウッズ代表取締役 木材コーディネーター 能口秀一さん」で宜しいですね。

ありがとうございました。

先ほど現地で香山委員さんから、1(2)の「地域で進める里山集約化事業」に係るご苦労のお話がありましたが、香山委員さんの方から何か、この課題の解決方法と言いますか、知恵・意見というかございませんでしょうか。

(香山委員)

一つは、森林というか土地のデータが整っていないという大きな課題があります。現場でもお話しましたが、森林計画図と公図がずれている、森林簿と土地台帳が実際ずれています。具体的に言うと、この里山集約化事業で、視察資料では森林所有者8名と書いてありますが、これは森林簿に載っている8名でして、実際に土地台帳を調べますと12名程いる。最終的に契約をとるのは、森林簿ではなく、やはり土地台帳に基づいて契約しなければならないので、その辺りが、これは計画段階ではわからないのですが、いざ始めてみるとわかる。そういうことがあります。今、市町村の方で「林地台帳の整備」というものが行われているそうなので、この整備が完了すると幾らかは良いのかなと思うのですが現実的には非常に難しい現状にあると。しかも森林の場合は、実際に現場の山に行ってみると公図も森林計画図も合わないということがあり、最終的にはこの範囲の全員の方からの承諾を得ないと安心して仕事が出来ないです。一人でも欠けると、境界がわからない中でやってしまっているのかという話になるので、その辺りが一番苦労しているところです。

(浅見座長)

ありがとうございました。皆さんの方から何かございますか。

森林組合のこういうことがあって、和たち大北木材協同組合が少しお手伝いせざるを得ないということになり、池田町で少し森林整備をやらせていただきました。「集約化」なんです。池田町の場合には各地区に地域協議会が組織されていて、その方たちが相当大きな責任を持ってやってくれたので、ある意味楽に森林整備が出来たわけです。地域協議会に参加して感じるのですが、会員の中には「協議会の運営費を町で負担してほしい」と、しかし町は出せないと。そういうことを考えますと、この補助の中で、地域が集約化のためにそういう協議会を作ればそこにある程度支援していく、運営費の補助として出せるのかどうか、実際やっているのかどうかわかりませんが、実態としてはどうでしょうか。

次に、大町市社地区の話があって、地域協議会を作りたいのですが、地元がなかなか受けない、役員とかも嫌がって。非常に後ろ向きというかそのままと前に進まないで、そういうことを側面から後押しできるような何か制度を県の皆さんの方で考えてもらいたいし、今香山さんが言われた、図面や台帳の整備ということもあるのかもしれないが、その辺りは何か県でお考えになっていることございますか。

(吉川課長補佐)

今、池田町のお話があったのですが、一つは今回、森林税の活用事業として「地域で進める里山集約化事業」という、非常に割の細かいところをまとめていく事業もございますけれども、池田町のケースは、国庫補助金が入った森林整備地域活動支援交付金で、国や県の交付を受けながら事業をやるために取りまとめるという集約化もございます。そのような事業に取り組んできたわけですが、組合の補助金不適正受給のこともありまして、現在、その部分が少し、正直滞っている状況にはございます。そのような国庫補助金が含まれたもの、もう一つは森林税を活用した里山集約化事業と、そういうものをなるべく取り入れながら実施していかなければならないと思っておりますが、先ほどのお話にもありましたように、台帳・森林簿・公図が合わないという現状の中で、林業事業体の皆さんは非常に苦労して行ってい

るところではございますが、何とか県の方でも市町村と協力しながら、地域での説明会に極力参加したり現地の調査を一緒に行ったり、そのような形の中で林業事業体がスムーズに、円滑に集約化できるような支援、バックアップ体制はとっていきたいと思っているところです。

(香山委員)

地域協議会、地域の集落組織を使つての集約化というのは、実は大北地区ではかつて非常に盛んだった。「大北方式」と言われたくらいで、平成18年からですか、非常に大きく広がっていたのです。ただ、その方式が結局、不適正のきっかけになってしまったという部分もあり、森林所有者に十分な説明もないまま林業事業体と地域協議会との契約で仕事を進める、でも地域協議会から個々の森林所有者にはきちんと話が伝わっていない、つまり全員の所有者からの承諾がとれていない状態でも、事業体と地域協議会の契約があればそれで事業が出来てしまつて。結果として承諾がとれていないところは伐れないので、そのまま残されてしまった。でも補助事業としてはそれを全部まとめた形で執行してしまつたという。そんな問題のきっかけにもなつてしまつたということです。

地域協議会というのは集約化する上では本当に力になります。地元に住んでいる方が、例えば都会・都心に出てしまつた方にもすぐ連絡がとれて、すぐ契約書をいただけるということで有効なのですが、実際の運用上の問題がすごくあつたということ。山仕事創造舎の場合で言うと、地域協議会を通じた契約というのは一切やめています。どうしても色々と問題が起きやすいということで、全ての所有者の方と個々に施業委託契約を取り交わすことにしているのですが、何らかの形で地元の集落の力を使うというのは、やはりやつた方がいいとは思いますが。

(宮永委員)

協議会ってどういう人が入っているのでしょうか。

(香山委員)

集落の、自治会の方が皆さん入るような感じ・イメージです。田舎の山の場合だと、住んでいる人と山とが一体なので話が早いのです。ただ、今日行つた「石原地区」では住んでいない方の方が多いので、そういう自治会を使った集約化というのはもう現実的に出来ないのですが、地域によっては、まだ殆どの方がそこに住んでいるという場合は話が早いということにはなります。

(久保田局長)

話が早いということと、地域の人たちがやろうという意欲を示してくれると外に出ている人達も安心感をもつてお願いできるというメリットがあるということですね。

(香山委員)

そうです。そこはすごくメリットがあるのです。だから今ちょっとやめてしまつていますが、もう一度あのやり方を、不適正なことにならない工夫をしながら再開してもいいのではないかという気はしています。

(宮永委員)

今、大町では協議会は無いということなんですね。

(香山委員)

名前としてはありますけど全部止まつているということです。森林組合がその協議会方式でやってきて、本当は所有者の承諾が取れていないところも取れているという前提で事業を進めてしまつて。組合には様々な不適正の状況があるのですが、1つの例として実際には一人一人の所有者さんのハンコが無かつたということで全部は出来なかつたと。そういう現場もあるというふう聞いています。

(浅見座長)

この前、これは池田町の渋田見地区なのですが、ここは個々の契約も全部取れていると聞いています。次の段階の同意も全部とれていると。取れない人のところは当然これはやらないということになります。

(柴田課長)

渋田見地区の事例というのは、地域協議会としては実際にどんなことをしてきたのでしょうか。実際にどんな活動をしてもらったのかということなのですが。

(浅見座長)

要するに集落全体で組織するわけです。極端に言うと、言い方は悪いですが反対しづらいという雰囲気になるわけです。山ですから地元と密接につながってきたところなので、そういう人達の意識の中に、そもそも常に全体でものを考えるという気風があるんじゃないでしょうか。

最近も聞いたのですが、協議会があると、その中でその山の昔からの経緯・経過もわかるので、なかなか承諾をしない方がいても、それはあの時のこういう経過が理由なのではないかと知ることが出来る。そういった話も協議会の中では出るようですね。ただその中で「協議会の運営費くらい町で何とかならないのか」といった要望は出るそうです。

(柴田課長)

具体的には、地域協議会の皆さんに「同意の取得」をお願いしたということなんでしょうか。

(太田委員)

そういうことですね。

(浅見座長)

同意書の取りまとめです。協議会があると楽なんですよ。集まってもらって話をして説明して、一緒に2~3回山に入りますよね。それで今度こういうふうには施業しますと。集まってもらう時に同意書を持って行って、同意していただけないかという話になるわけです。そこで7割ぐらいは終わってしまう。

(香山委員)

そういうやり易さは確かにあるのですが、その事務が杜撰だったという問題が過去にあったんです。今は正しい「森林施業委託契約書」というものをやっていますけれど、かつては本当に「上記の施業に同意します」程度の、施業の中身が全然わからないような同意書を使ってハンコ集めをしてしまっていたという、そういうことが過去あったわけです。

(宮永委員)

でも、色々あったからこそ今は適正に取り組んでいくということでもいいんじゃないですか。

(香山委員)

そういう不適正はもう起こらないと思うので、今は少し新しい形で、集落の持つ力をもう1回利用して取りまとめをするというのはやはり必要だなと、そういう気がします。

(久保田局長)

同意を取得するのに、例えば今日の「石原地区」であれば、今も残っている3軒の家は多分訪問されますよね。それで、地区外へ出てしまった方で近くであれば全部訪問すると。

(香山委員)

そうですね、全部訪問しました。

(久保田局長)

例えば首都圏に出てしまった方とかはどうするのですか。

(香山委員)

首都圏に出て行かれた方も何人かいらっしゃったのですが、手紙を送り電話をしてという中で幸いにも同意していただきました。ただ、そうでないと非常に難しいかと思います。一番難しいことをおっしゃっているのが、たまたま近い方なので、いまだに2週間に一度くらいは訪問し様子を見に行き、そろそろ同意していただけないかという交渉をしています。

(久保田局長)

ハンコをついてもらえなかった場合にはやらないと。

(香山委員)

今の補助事業の仕組みからすると、付属書類として施業委託契約書も出さなければいけないわけです。それが無い箇所は補助金の対象にならないので、たとえ口頭で「やっていいよ」と言われたとしても出来ないです。

(宮永委員)

それは本当に大変なことですよ。

(柴田課長)

首都圏に住む方というのは、ペーパーで契約書を送ってハンコをついたものを返送してもらおうと。

(香山委員)

そうです。だから送って電話しました。

(浅見座長)

それを個々の所有者に対してやるというのは相当すごいエネルギーを使わないといけないですね。やはり最初は顔が見えない同士でやるから大変だと思うのです。協議会があると、あそこの親父が行って間に入って説明してくれたとか、そういう非常に進みやすいというか、話がしやすい状況になると思います。全てを事業体の人に任せて、これを全部直接にやっていくというのは、これは大変なことだと思います。

(香山委員)

実際、一番最初は電話番号がわからない方もいるわけです。書類だけ送ったら、クレームの電話が林務課の方にあつたと。何でこんなものをいきなり送りつけてくるんだと。それで電話番号がわかってお話しが出来て直接訪ねて、ああ確かに間違いのない事業だからいいということで契約をいただいたのですが。

(浅見座長)

反対する方がいれば協議会は流れ解散ということになるのでしょうか。

(香山委員)

反対する人の方が少ないです。でも一人でも反対があると事業が止まってしまうのでそこが難しいところです。

(浅見座長)

割合から言うとどうでしょうか。

(香山委員)

全体の1割くらいですね、反対される方は。でも10割でないと事業は出来ないんです。現実問題として境界がわからないから。

(太田委員)

今日現場で伺ったように、転出者がこれだけ多くて、植林した時代からかなりの年月が経過しているとすれば、かなり緻密な人脈をぬっていかないと行きつけない部分があると思います。香山委員がおっしゃるように、話はわかったし、あなたの言うことはいいけれども、ハンコを押すことによってどういうことになるのかという不信感・不安感があり残ってしまう。それを自分に任せてくれというのが地域の協議会になるわけです。そんなことは自分に任せておけると言えるような方が協議会にいれば、多分問題なく解決していくのだけれど、これは香山さん、大変だと思いますよ。

(宮永委員)

大変なことですよ。

(香山委員)

もう少し具体的な話をしていくと、過去、協議会を組織するというのも実はほとんど県の普及の方がやっていた・努力してやってきたということがあったわけです。説明会の前段階で地域を回り、集落の中で山を沢山所有している方は調べればわかるので、その人のところを訪ねて、こういう事業をやりたいので地元でこういう協議会組織を作りませんか、という働きかけを実は県の方がやっていたのですね。それで急速に規模が拡大したおかげで、実務が追い付かなくなり、それが問題を生んでしまったということがあるんですけれど。

もう一つ、森林組合というのは、かつては公共的なものということで結構信頼感があって、森林組合の方が契約しやすかった。私たちが訪ねていくと、何で森林組合ではないのかと言われたくらいです。ところが今回のああいうことがあったので、逆に森林整備事業全体への信頼が今、地に落ちてしまっていますね。また同じことをやるのではないかという疑いを最初に言われることがあります。その辺の信頼回復というのも非常に課題です。

現実問題として難しいとは思いますが、「集約化」するにあたって集落組織を使うというのと、もう一つは、県なり市町村の方に動いていただいて、一番いいのは本当は市町村なのですけれど。申し訳ないけれど県は今、信用をちょっと落としている中で、市町村の方がまだそういう点では地域密着なので、役場の森林・林務担当の人が声をかけてきたということなら地域の人達も動きやすいかなというのは思います。

(久保田局長)

相続とかで何か困ることはありますか。

(香山委員)

相続というタイミングのものもあります。台帳に載っている方はもう亡くなられていて、相続した方が誰なのかもわからない、そういうこともあります。

(久保田局長)

そういう場合はどのように対応するのでしょうか。

(香山委員)

大変なのですが、相続人と思われる方を探して話していくということになります。

(浅見座長)

登記簿上の所有者、それから、いわゆる同意した人、その関係性において「私は同意します。この登記簿上の方のこういうことについては、私が責任を持って同意します。」と。簡単に言えばこういうやり方も可能ではないかと。

(久保田局長)

相続人全員からとらなくてもよいのでしょうか。

(香山委員)

相続人全員にあたるということは現実なかなかなか出来ないのですが、代表して山のことは私が任されているからいいだろうと、そういう人が一人でもいてくだされば、代わりにその人にハンコを押していただいて、かつ一筆書いていただく。登記簿上の所有者は誰々だけれども、私はその長男の何某で責任持ちますという、そのことを書いていただいて初めて契約になります。

(浅見座長)

あまり過度にきつく、調査とか、ダメじゃないかと言われてしまうと、結局何も出来なくなってしまう。どの辺りまでアローアンスというか、可能なのかということを考えていく必要があると思います。

(香山委員)

森林の場合は、相続の手続きをしていない山も多くて、明治時代の名義のままになっているところも沢山ありますから。

(太田委員)

そこに自分の山があるのかどうかも知らない人がいるわけですからね。

(香山委員)

そうです。

(太田委員)

だからそこは逆に、何かのしがらみ・とっかかりが無いと非常に難しいです。同意を得るということは。

(浅見座長)

他にこの件で何かありますでしょうか。宜しいですか。それでは次に進みます。

それでは会議事項の(2)、「長野県森林づくり県民税に関する基本方針(案)」についてを議題といたしますので、事務局から説明をお願いします。

<事務局説明(柴田林務課長)>

(2)「長野県森林づくり県民税に関する基本方針(案)」について

- ・資料2 「長野県森林づくり県民税に関する基本方針(案)(平成29年9月21日)」
- ・「現行の森林づくり県民税活用事業と基本方針(案)の新たな取組(構想)の比較表」により柴田林務課長から説明

(浅見座長)

事務局から説明を受けました。まず皆さんから御質問、御意見をお願いしたいと思います。

(黒川(恵)委員)

最後のA3の資料の方です。基本方針(案)の説明を聞いていて思ったことですが、4番目の「県民の新たなニーズに応えるための森林の利活用」の中で、②の新規、「信州やまほいく認定園のフィールド整備」とありますが、具体的に信州やまほいく認定園というのはどういふ園なのか教えていただいてもいいでしょうか。普通の保育園とは別のものでしょか。

多分大町にもあるのではないかと思いますのですが、「風の森」のようなああいふ形なのでしょうか。

そういうところの活動フィールドの林間整備支援とありますが、そうなると、普通の保育園に通園している子どもの方が断然多いと思うのですが、こういうところの保育園・認定園だけに出す・支援するというのは少し不公平なのではないかと感じた部分があります。

3の「人材育成」のところの③。「自然教育・野外教育プログラムの開発普及に係る人材の育成」、大学等と連携したプログラムの開発・研究・普及となっています。これも森林税を使って、私たち県民からの森林税を使ってこういう事業をやるということだと思のですが、その中でやるべきことなのかなと思ってみたいし。野外教育プログラムというのは教育の分野になるのかなと思うものですから森林税の中でやるべきことなのかなのか、県としては森林税を使ってやるべきだという考えでここに載せてあるということだと思のですが、その意味あいがよくわからない。その2点が説明を聞いて気になった点です。

(柴田課長)

ありがとうございます。信州やまほいくの関係、県で認定している施設が幾つかあると思いますが、その数値も持っていませんし、認定基準もここに持ち合わせていないので、この場で詳しくお話し出来なくて恐縮でございますが、後でもし資料があれば御回答させていただきます。確かに、そこだけを支援するというのは不公平感があるというのはわかりますし、おっしゃるとおりであろうかと思ひます。

(黒川(恵)委員)

殆どの子どもたちが普通の、公立の保育園、幼稚園とかも色々あると思うのですけれども、子どもたちのためにという目的があるのであればもう少し平等になるように、例えば全ての園に木材を使った何か施設を作るとか、遊具を作るとか、そういった方法の方が、森林税を使ってこういうものが出来ているんだとか、お母さん達にもすごく良い印象を持ってもらえる、関心自体も向くのではないかなと思いましたので。

こういう事業自体は良いと思うのですが、対象が一部だけというのはどういう理由なのかなということと、全ての園に公平になるやり方の方がいいのかなというのは少し思いました。

(柴田課長)

ありがとうございます。

(宮永委員)

教育ですね、この前この会議でも言ったのですが、人づくりという部分で、やはり森林に興味を持つ、それには小さい頃からの教育だと思いますので、たぶん私たち昔から、子ども達を教育するのに、塩尻の教育センターの方に行って色々作ったりとやっていましたよね、ずっと。あれをまた充実させるような方向、要するに「森林に関する人づくり」です。そういうことに関してやっていけばいいのではないかと思います。人材育成というとすごく幅が広いのですが、小さい時からという形で。今でも少しはやっているのでしょうか。

(久保田局長)

木育みたいな話でしょうか。

(宮永委員)

そうですね。例えば大町市のように1歳6ヶ月の健診時に木の積み木、おもちゃをプレゼントする。温かみがあるものでやっているの。やはり色々と考えてみて、ただあれがいい・何となくという形ではなく、具体的なものを必ず5年間のうちに、「こうやればいい」というものを、保育園の保母さんや市町村の子育て支援課の皆さんと連携して考えてみてはどうでしょう。要するにそれは、将来的には森林について興味を持たせる、今日の現地視察でも伐採されている方がいましたが、ああいう仕事につながっていくということもあり得ますし、今日の視察で見た限りでは大変大事なことですよね。そういう方向に子どもの教育がいけるような仕掛けをする、もう少し考えて仕掛けをしてみたらいかがでしょうか。

(柴田課長)

ありがとうございます。

(浅見座長)

もう一つの方のお答えはどうでしょうか。3の③ですね。森林税を使うべきところとして、極端に言えば分野が違うのではないかと、分野に問題があるのではないかとということですが。

(柴田課長)

森林を切り口としてやるべき取組ということでこういった記述になっていると思うのですが、確かに教育の分野とはよく連携して取り組んでいく必要があるというふうに思っております。御意見として頂戴する・承るということで宜しいでしょうか。

(黒川(恵)委員)

結構難しいことなのではないかと思うんです、こういう事業って。であるならば今日現場を見させていただいて、ああいった森林整備事業は本当に大変なことだということが実際に見てよくわかったので、そういう方向に使った方が有意義で、森林税を活用する意味もあるのではないかとも思ったわけです。

そうは思いながらも、やはり「人材育成」というのも非常に大事だと思うんですが、すごく大変なことなので、今後5年間で誰かそういう人材を作ることだと思うのですが、出来るのかなと思ったり。出来ない事業を挙げても「出来ませんでした」で終わってしまうのでは意味がないとも思います。

(宮永委員)

5年間やってみて、また結果を出して評価しての繰り返しではなくで、やはり本当に森林のことを考えるのならば、長い目をもって考えるということが必要だと思います、

(黒川(恵)委員)

あまり難しい事業を考えるのではなく、例えば今日の視察で見たような現場を紙芝居にして子ども達に見せる、「こうやって森林の機能を守っているんだよ」とか、そもそもなぜ間伐ということが必要なのか、たぶん良い木を育てるために必要ということだと思いますが、そういうことをより「わかりやすく」するなら、紙芝居を製作してそれを材料に保育園・幼稚園の保育さんに教え、それを子ども達に教えていった方が、森林税を使っている意味というものが小さい時からわかるのではないかなと思ったので。あまり難しいことよりも、なるべく簡単なことからやっていった方が取り組みやすいのではないかという気がしました。

(浅見座長)

事務局の県の皆さんの方からコメントいかがですか。

(香山委員)

木育も含めてのことですが、過去10年間で振り返ると、最初には企画を出してくる人がいたのですが、途中からネタ切れになったというか、今期も木育推進事業は無いんですね。なぜかというところがないから。一方で木育的な部分は大町市が市の事業としてやっている部分もあって、その辺の制度設計の問題というんですかね。

現実的に言えば、県民の色々な自発的な部分がどんどん上がってきてそこからというのが、もちろんいいのですが、そうもいかない部分があり、結果的に応募がなくて事業が進まないということが起こってくる。

信州フォレストコンダクター活動支援事業も今年ゼロですが、これは私の責任もあるのですが、正直使いにくくて、あの事業を使うよりは、補助金無しでやった方が早いということもあったり。人材育成は重要なことではあるのですが「使いやすい制度設計」がすごく必要なのかなという気がします。そういう点で言うと「信州やまほいく」ということに絞ってしまうと、やまほいく認定園ではないがこんなことやりたいという、もう少し中間的な活動があったとしてもこぼれてしまう。むしろもっと広い形にしておいて、しかも市町村と連携した形で組んでいく、例えば公立の保育園は市町村によって運営されていますから、それぞれの市町村の課題としてこういう幼児教育をやるとういうものを各市町村が持っているはずなので、そういうものを市町村に対する支援事業の中で入れていく、その方が現実として回り易いのではないかという気がします。

(宮永委員)

これだけ災害が多かったりするじゃないですか、だから皆さんのやっている仕事はとても大事だということ子ども達が小さい時から学ばせていく、災害はこういうことをしていけばある程度防げるといった、そういうことも含めて人材育成ってことをやっていったらどうかと思います。

(黒川(恵)委員)

先程香山委員からもお話がありましたが、林業に対するイメージがすごくダウンしてしまったというお話があったじゃないですか。お母さん仲間というか、私達と同年代の中でもあまり良いイメージが無くなってしまっているの、イメージダウンを払しょくするには、そういうところからなるべく使いやすい制度にする、市町村を通して木育的なことをイベント的に、今年3月、児童センターでの「木で遊ぼうよ」のペーパーナイフ作り体験に私も参加させてもらったのですが、非常に面白くていいなと思ったものですから。何かこう、使いやすい形にしてイメージアップを図ることを考えた方が、それは保育園に限らず、小学校でもいいのではないかと思います。

(宮永委員)

どちらにせよ連携した方がいいですね。

(黒川(恵)委員)

それはそう思います。さらに加えて使いやすいということが大切だと思います。

(香山委員)

資料の5番の「森林づくり推進支援金」ですが、県民会議であるとか、地方税制研究会の方からかなりの指摘がされている内容であり、このまま現行制度で継続という書き方がされていますが、中身的には当然相当変わっていくべきものだと、おそらくそういうことだと思うのですが、運用上は。ただ、それだけの問題ではなくて、国の方で今「森林環境税」が検討されている中、これはおそらく市町村に対する交付になるだろうと言われているんです。それとの調整をうまく考えないと、またチグハグで、どちらかの金・予算が余るとか、余った分を使うために何かを無理にやらなければいけないといったことになりかねないので、この部分はすごく気をつけてやらなければいけないという気がします。

現在、森林というのは市町村が主体で計画を作るということになっていて、県はそれをサポートするという立場にあるわけです。ところが実際、市町村の実務的な力が足りない。そこが大きな課題になっていて、そういうところを何らかの形で支援するという形が無いと、じゃ市町村で事業計画作って下さいと言っても、前期でもあったように、また国の補助制度の嵩上げ補助といったところに行ってしまうだろうし、そこをずっと税制研究会などで指摘されている部分なので。実際税制研究会の中ではもう「廃止」なんて言葉まで言われている。ただ市町村に配っても、それが県民に対してきちんと説明出来ているということになるのかなという疑問が出ているということだと思うのです。

この部分がすごく重要で、県税なんだから市町村の方ではやらないのかっていう、それももしかしたら1つの選択肢かもしれないですし、そうではなく、県税として市町村の事業にどのように入っていくのか、それは「提案を挙げてください」ではなく、森林づくり推進支援金の中での市町村の役割、これは条例にもあったと思うのですが、そういう部分を県全体としてはみている部分があるので、それと併せて一緒にプログラムを作っていくということをしていかないと、最終的に国税の方の議論がまだ言えないとはいえ、概ね、なるんじゃないですか。国の森林環境税の方が決まってきた、それとどのように棲み分けするのか・連携するのか、その辺が課題になってくるのではないかという心配を感じます。

(柴田課長)

先ほどお配りしました資料2の基本方針(案)の11ページの6の(4)。ここに国の森林環境税との棲み分け・関係性が書いてありますけれども、現在37の府県で導入されている超過課税制度とは併存を図るということを基本的に考えているようで、両方並立で進めていくというのが国の考えだそうです。必要な場合は森林税のあり方について再検討を行うとなっていますけれども、基本的には国は併存するという考えで森林環境税の検討を進めていると。森林環境税は基本的に市町村に配分するというところで進められておりまして、手入れの遅れている森林整備を進めるために配分する、平成30年度中にはある程度の制度設計をしていきたいというようなところまでは表に出てきているところです。ただ具体的にどのような事業に使うとか、額はどの位になるといったことはこれから検討していくということのようです。

森林づくり推進支援金については税制研究会の方から厳しい指摘をいただいておりますが、これまで1.3億円を配分しておりますが、過去の実績をふまえて若干額が減るだろうかなという、今日の県議会でも答弁があったようですが、若干減の見込みということですか。

(久保田局長)

推進支援金だと年間で9千万円に減るということなので、資料の「現行制度で継続」という表現がいいのかどうかね。資料2の中でも5年間で4.5億円と出しているの、これは減らしますよというのが今の考え方なので、この表現はどうかね。国税、森林環境税については、併存というような書き方がされているのだけれども、その時になって、国税でもとり、県税でもとりということになると、おそらくもう一度議論しなければいけないということになると思います。皆さんの納得感が得られるかどうかという。

(太田委員)

この新しい取組事項、それなりに良いことが書いてあると思うのですが、一番の問題はこれを推進していく体制をどうやってとるのかというのが大きな問題ではないかと思います。大北森林組合の不適正受給があったからかもわかりませんが、それにしても今は皆がこう、森林づくり・森づくりについてはなるべく、こういうふうにしているというのが現状だと思います。誰がそれを押し進めていくのかということを中心にきちんと考えてやっていかないと、いくら良い事業があっても無理だと思います。また余った金を積み立てていくようなイメージになってしまい、森林税が創られた趣旨から離れていってしまうと思います。

先ほど「信州やまほいく」でお話があったように、皆が平等・公平に供与を受けられるということを考えると、香山委員おっしゃったように、保育園だったら市町村が運営するわけですから、そういう施設を作ってそこに誰でも寄れる・利用できるような、施設ということでもないかもしれないが「保育チャンス」といった、場を創る事業というものに読み替えられるのではないかと思います。「やまほいく」という独立した認定施設を対象にしたら、おそらくこの事業には誰も手を挙げなくなってしまうのではないかと思います。

推進する体制の整備をきちんとやらないと、先ほどの地域協議会の香山委員の話にもあったように、ポンと投げてさあやってくださいと言われても、やはり無理だと思います。県もしっかり力を入れ、市町村もしっかり力を入れ、それが大北森林組合の事案につながったとするならば、そのチェック機能をどうやってやるかということを考えればいいと思います。そういうところで強力に進めていってもらわないと、色々な良い取組みは書いてありますが、これを把握している県民がどの位いるのかもわからないが、事業や取組みに手を挙げろと言われても、とても無理な話だと思います。

むしろ推進する人、保険で言う営業セールスマンのような人を作り、「こういう事業があるがこの地域、この地区でどうだい」という、その位の踏み込みをしてもらわないと、森林税を創った趣旨からだんだん離れて、制度を知っている人が得をして、知らない人は「そうか」というようなことになってしまうのではないかと思います。

(浅見座長)

その件に、県の皆さんの方から何かコメントを。

(柴田課長)

この新たな取組み、これはまだ構想段階でして、事業主体、誰がやるのかも書いておらず、これから詳細な制度設計をしていくことになりますので、皆様からの御意見を頂戴いたしまして、制度設計の参考にしていきたいということでございます。

(久保田局長)

今までの森林税は、使い切れなかったという反省が一つあって、使途・使い道を多くして色々なところに使えるようにすれば、残ってしまった・余ってしまったという課題を解決できるのかなということが一つの発想だと思うのです。ただ、超過課税までしてどこまでとって使っているのかというのはもう一つ議論があると思うのです。

森林税なので、木材だとか森だとか、木だとかというところで一定の限定をかけているけれども、正直な感覚でいうとはっきりしない・どこで線を引くのかということがあまりはっきりしないよね、というのが、私などは、県職員を離れた一般県民としての感覚ですかね。

今日の議論を伺っていると、委員の皆さんはわりと協力的かなというように受け取れたのですけれども、そこはどうなのでしょう、感覚的に。

(浅見座長)

委員の皆さんどうですか。

(香山委員)

今の一般県民というか広く国民が関心を持っているのは、実は「森林と災害」なんですね。既に調査の結果として、防災のため整備が必要な山が約6千ヘクタールもあるということが出てきてます。その6千ヘクタールが、全て治山事業でも出来ないし、そちらの方に森林税を使う方策というのをもう少し考えていけないかなというのが、おそらく一般県民の要望としてはあると。

教育とか多様なニーズへの対応もいいけれど、むしろ、今まさに切迫していてあの山が崩れてくるかもしれないということを心配されている方がすごく多いわけです。豪雨災害の事例も毎年ありますから。それに対し、ストレートに考えれば本来は治山事業でやるべきだと思いますが、それだけではいけない部分もある。保安林の指定からやらなければいけない部分もあり時間的に間に合わない。そんなときに、通常の事業では出来なかった、今日見てもらった「石原団地」もそうなんです。黙っていれば崩れてくるかもしれないが、保安林の指定などしてられないから緊急に入れようよという我々の発想もあってやっていることなので、そういうところでの使いやすさが大切になる。

「石原団地」の場合、森林経営計画を作って通常の国の補助事業を入れてということが非常に難しいだろうという中で、税活用事業の最終年ということもあって、あそこは国のお金は入れないで県の単独でやるというモデルで始めているところなので。そういう使い方ですね。本当に現場の状況を見てここに税事業を入れるということでは、重点ということでは言うなら「防災・減災」。そこが県民的に言えば実は一番課題ではないかという気はします。

(宮永委員)

私もそう思います。

(浅見座長)

全体を見ますと、やはり基金の残高ということが非常に念頭にあると思うのです。それを解消するために徹底的に幅広い多くの事業を出しているという気がするわけです。

皆さんから意見が出てるように、いざこの提案事業を1つ1つ実行していく場合には、個々の事業や取組ごとに問題点があると思うのです。1つ1つの細かいことにね。

自分が個人的に思うのは「地域で薪が循環するコンパクトな流通の仕組みづくり」。薪というが、売る側が困っているのか、買う側が困っているのか、どこに問題があるのか、必要なのか必要でないのか、そういうことまで考えた上で実際に予算措置、事業化していかなければいけないと思います。それぞれの事業・取組の全てについてそれがあると思います。

1つ質問ですが、人材育成。リーダーの育成ということが出ていますが、その基礎になるのは、森林で作業する人・仕事する人ですよ。緑の雇用とか色々とやられているわけですが、管内の現実は今どうなのでしょう、林業労働者の需給の問題を含めて。実情は香山委員が一番わかっているのかもしれませんが。ある程度林業で働く人がいなければならぬし、働く人が増えれば職業として技術が身に付く人も増えるわけだから、地域全体としては良いことですよ。

需給の状況、雇用の増大をどうやって図っているか、現状はどうなっているのでしょうか。

(柴田課長)

管内の林業就業者数は平成28年度のデータで85名。過去に比べますと激減している状況です。ただし森林で働きたいという方は、今年8月末時点で、林業労働財団、林業のハローワークをしているところですが、登録者が200人程いまして、山で働きたいという希望を持った方は結構いらっしゃいます。ただし、雇用する側に色々な課題があり、事業量の確保だとか、継続的な経営を考えた場合に、雇用する側の課題があってなかなか求人が出せないという実態にあります。やはり計画的で安定した経営が出来ないと雇用は進まないのかなと認識しております。

林業で働きたいという方はかなりおります。大北森林組合もこの9月2日に財団主催の共同就職説明会があり、参加したところ、組合の実状も知った上で4名の方が面接に来られ、うち3名を雇用することを組合は役員会で決めておりまして、1名は9月から、残り2名は年度が明けてから入るという予定だそうですが、働きたいという方はある程度いらっしゃるので、雇用する側が求人アクションを起こせば入ってくる方はいらっしゃるし、林業自体も森林整備はやらなければいけないということで、儲けがあるかは別として、事業量、仕事量としてはあることは間違いないと思っております。

(浅見座長)

雇用する側としては、雇うことによって企業経営が傾いたらどうしようもないですからね。

(柴田課長)

そこだと思います。

(浅見座長)

教育する期間も必要だろうし、林業で働きたいという人の中にはほぼ素人に近い方もいるわけです。教育をしなければしっかり働けないし、香山委員さんのところでも教育をやっていると思うんですけども。やはり雇う側としてはすぐ即戦力として働けるようなものがあればいいとか。これは色々と難しいのだけれども。

(香山委員)

そこで言いますと、今度は県民目線ではなく事業者になるのですが、現実問題として、山はあるのだけれども仕事が無いという課題があります。だからどんどん雇用していくことも難しい。なぜ仕事がないかというと、国の制度設計が急速に変わってきていて、全国的に木材生産を伸ばすという方向に国の制度は動いている。ところが、大北地区のようなところは、そもそもまだ木材生産をしていくだけの環境が整っていないですね。立っている木の品質が勝負にならないという状況で、国の制度のようにどんどん木材を出せと言われてもなかなかそのようにはいかない。その中でも森林は守らないといけないですし、技術者も育てていかないといけない。

そうなるやはり県独自の施策が、国の制度の中では出来ないけれども県としては重点的にやるのだという、そこが生きてくると思うのです。そういう意味で県の予算で森林に直接雇用を生み出す事業を創っていく部分が無いと、今の国全体の制度の中では長野県がどんどん振り落とされていく危険がある。実は過去にも森林税第1期の時に途中で国の制度が変わったことがあり、それが後に尾を引いて4.9億円残った。それが一つのきっかけですね。つまり、搬出間伐でなければ補助しない、森林経営計画が無ければだめ、そうなった途端に森林税が非常に使いにくくなったわけです。そこを国の方と切り離すというのが今回の基本方針の構想の中では入っていますから、そこが一つ、抜ける・乗り越えるきっかけにはなると思いますけれども。そういう形で、森林税があることにより安定した仕事が出来るといことがないと、やはり長野県としては非常に厳しい状況になっていく。しかも県の中でも、この大北地区というのが一番遅れた状況にありますから、そうなるのかという気がします。

ただ、この課題というのはおそらく林業の課題というより、地域の課題と捉えていくべきだと思うので、また林業関係者が集まって何か言っているということになってしまうので、森林税というのは林業関係者のためにとっていてだけでなく、あくまで地域の、県民のために必要な事業をやるためのものだというアピールをしていかないといけない。実際この地域を見てみると、雇用しようがなくみんな困っているわけですから、林業にだけ仕事があると、そういうイメージで取られるとすごくマイナスになりますから、そうではなく本当に必要な仕事をやるための形を示す、山を整備するとどういことが地域の人達にメリットとして返ってくるのかということの「見えやすさ」も必要です。

山奥でやっているのだから何をやっているのかよくわからないんですよ。

(宮永委員)

今日初めて現場を見させていただいてよくわかりました。

(香山委員)

今日の現場も、見ていただくために実は少し準備をしました。そうでなければ普通はあんなに見やすくはないです。

(宮永委員)

おかげで私達もよく理解できました。

(香山委員)

そういうものを意識したやり方をしていかないと難しいのではないかと思います。

(宮永委員)

冬の期間はどうしているのですか。

(香山委員)

冬は降雪の少ない所に移動してやります。今日のあのような急斜面で冬は作業できません。

(宮永委員)

冬もずっと仕事はあるのですね。

(香山委員)

あります。

(浅見座長)

時間もだいぶ経過していますが、森林税そのものについてでもいいので、御意見があればお願いいたします。例えば継続してはいけないとか。

(宮永委員)

継続に大賛成です。今日の視察で現場を見て、ますます思いを強くしました。

(浅見座長)

森林税については今後も継続すると、この地域会議の委員の皆さんはそういう意見をお持ちだということでしょうかね。

(久保田局長)

一つだけいいでしょうか。里山集約化事業の交付単価、1ヘクタール当り15,000円じゃないですか。あれについてはどういった感覚をお持ちでしょうか。

(香山委員)

単価の問題ではないという気がします。国の森林整備地域活動支援交付金はすごく使いにくくて、もう活用をやめたんです。すごく細かく経費の計算をして、しかも計画通り出来ないと補助金返還だということになって。その点で言うと県の森林税活用事業の方が使いやすいかという形で今回も使っていますが、問題はお金の部分ではなくて、どうやって人の、所有者の気持ちを動かすかというところなので、そういう意味ではヘクタール15,000円には現れない・見えないところとして、やはり県や市町村の職員の方が地域に働きかける・地域で森林整備が必要だというイメージを作っていく、その方がよほど効果があると思います。

(浅見座長)

今までの全体の意見交換の流れの中でこれだけは発言しておきたいということが何かございますか。

(宮永委員)

県の森林税のパンフレットの中で、私達は一人あたり年間で140万円もの恩恵を森林から受けているという試算があって、そういうことも私達知らなかったし、「こんなにも恩恵があるんだ」って。そういうことも広く知ってもらうことが大事だと思いました。

(浅見座長)

他にないでしょうか。この辺で会議を閉じてもいいでしょうか。【委員から】

それでは、与えられた議事事項についての皆さんの意見陳述、意見交換が終わりましたので会議を閉じます。進行をお返しします。

(進行)

浅見座長様、円滑な議事進行をありがとうございました。事務連絡させていただきます。

第2回目の地域会議の予定でございますが、例年2月末頃の開催ということで、今年度の森林税活用事業の年度実績を御報告いたしますと共に、来年度の事業計画につきましては、本日お示ししました基本方針(案)をベースにこれから県の方で事業構築してまいりますので、どの程度まで事業計画としてお示しできるか現段階では不透明な部分もございますが、2月末頃の開催ということでまた委員皆様の日程調整を行ってまいりたいと考えておりますので、宜しく願いいたします。

以上で地域会議を閉会いたします。本日はありがとうございました。

(終了：16:40)